

平成 2 8 年 6 月
平成 2 8 年第 2 回 栃 木 市 議 会 定 例 会
議 案 書 及 び 議 案 説 明 書 （ そ の 2 ）

栃 木 市

監査委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

住 所 栃木市大平町蔵井1072番地2

氏 名 天谷 浩明

生年月日 昭和35年2月26日

(職 員 課)

議案第100号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由

監査委員の千葉正弘氏から、平成28年6月9日をもって退職したい旨の申出があり、これを承認したので、後任委員として天谷浩明氏を選任することについて、議会の同意を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(選任及び兼職の禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とするものとする。

2 以下略

(退職)

第198条 監査委員は、退職しようとするときは、普通地方公共団体の長の承認を得なければならない。